



福島県報

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県監査委員

監査公表第1号

平成31年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年5月10日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 30財第2803号
 平成31年3月27日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成31年2月4日付け30福監第259号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 農業総合センター
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年11月20日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 事務手続が適正を欠いているため、支出事務に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 下記の支出事務及び物品購入事務において、担当者間の連絡確認不徹底などにより支払手続がなされず、また、支出状況を組織として確認しないまま長期にわたり未払いとなっている。</p> <p>1 平成26年度から平成28年度までに実施したオリジナル品種開発導入事業（リンドウ新品種育成現地試験）に係る協力者の報償費について、履行確認後も支払手続がなされず、3か年にわたり未払いとなっており、平成30年1月に当該事実を把握し、同年2月13日から同月28日の間に全額支払っている。（各年度3名、計69,000円、3か年累計207,000円）</p> <p>2 試験研究用の蛍光灯購入について、物品購入調書による決定を行わないまま発注し、平成30年2月8日に納品請求を受けたが、その後の請求書等の紛失に気づかなかったことから支払手続がなされず、納入先からの問合せを受けて、納品後3か月以上経過した同年5月31日に本庁執行により支払っている。（1件、39,528円）</p> <p>3 農業短期大学校で平成30年1月22日に実施した食品製造演習講義に係</p>	<p>今般の事案は、業務担当者と支出担当者間の連絡確認が不徹底であったこと、支出担当者による支出の進行管理が不十分であったこと、また、組織的なチェックが不十分であったことが原因です。</p> <p>御指摘の事項については、相手方に事情説明と謝罪を行った上で、平成30年5月31日までに全ての支払処理を行いました。</p> <p>また、再発防止策として、支出事務マニュアルを作成の上、平成31年2月4日に研修会を開催し、事務処理手順を周知しました。</p> <p>今後は、四半期ごとに本部（各部室ごと）、各准公所において、業務担当者と支出担当者間で双方の補助簿等で支払等の確認を行うなど、組織的なチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

る講師の報償費及び旅費について、履行確認後も支払手続がなされず、実施日から3か月以上経過した同年5月22日に本庁執行により支払っている。(1件、報償費18,600円、旅費325円)

「是正、留意・改善の意見」

財務事務の執行に当たっては、事務処理手順を職員に周知徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

- 2 監査対象機関 喜多方建設事務所
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年10月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 河川敷占用料の調定事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成11年4月に甲株式会社から河川敷占用料を新規に徴収する際、占用許可の目的物である橋がそれ以前に架け替えられていたにもかかわらず、許可内容の確認を怠り、架け替え前の許可内容で占用料を算定し、その後も誤りに気付かないまま平成29年度まで過大に調定している。</p> <p>なお、当該事実が判明した後、時効とならない平成25年度以降の河川敷占用料に還付加算金を加えた、239,800円を返還している。</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 河川敷占用料の調定に当たっては、適時適切に許可内容を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の調定誤りについては、新橋と旧橋の占用物件が同一であると誤認し、旧橋と同じ占用料で収入調定を行っていたことが原因です。</p> <p>御指摘の事項については、相手方に事情説明及び謝罪を行い、了承を得た上で、平成25年度以降の過大徴収分の河川敷占用料に還付加算金を加えた239,800円を返還しました。</p> <p>今後は、収入調定の際に河川敷占用許可書と河川敷占用許可台帳の内容の突合を必ず行うとともに、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

- 3 監査対象機関 富岡土木事務所
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年11月13日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 牽制体制が機能しておらず、支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 昨年度の定期監査において、著しく不適正な処理により指摘事項とされた支出事務において、再発防止のために講じるとしていた改善策が徹底されておらず、下記のとおり同様の事案が発生し、その対応にも適正を欠くなど、組織における財務執行上の管理・統制が機能していない。</p> <p>1 収入印紙について</p>	<p>今般の事案については、財務事務の執行において、組織的な牽制体制が機能していなかったことが原因です。</p> <p>その結果、昨年度の定期監査で指摘事項とされた支出事務において、再発防止のために講じるとしていた改善策が徹底されず、同様の事案が発生し、その対応にも適正を欠くこととなりました。</p> <p>1 収入印紙について 収入印紙代金の支払いについて、過年度分として支払うべきところ、平成30年度分として処理を行った事</p>

- (1) 収入印紙の購入に当たって、平成29年度に発注した11件のうち、7件75,900円について決裁を受けておらず、また、購入先甲から請求及び督促があったにもかかわらず、年度内に支払手続を行っていない。
- (2) 平成30年度に上記収入印紙代金の未払いが判明した後、過年度分として支払うべきところ、平成30年度分として処理し、その整合を取るため、実態とは異なる出納簿を整理した上で、定期監査に臨んでいる。
- (3) 上記の収入印紙のうち、1,600円分が所在不明となっている。

2 書籍について

平成28年度に購入した書籍1件5,584円について、購入先乙から提出された請求書等の誤りを乙に修正依頼したまま、その後の処理を失念し、支払手続を行っていない。

「是正、留意・改善の意見」

事務の執行に当たっては、職員の意識改革を図った上で、組織内の情報共有及びチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

案については、事務処理の経過が分かるように整理した経過報告書を支出命令書に添付した上で、是正を行い、平成31年1月17日に出納機関へ提出し、確認を受けました。

出納簿については、実際の受払状況を確認し、上記事案と同様に経過報告書を添付した上で、平成30年12月26日に出納機関の審査、確認を受けました。

所在不明の収入印紙については、財務規則第275条第1項の規定に基づく事故報告を行いました。

2 書籍について

未払いの書籍代については、業者に謝罪するとともに、平成30年11月16日に支払いを行いました。

また、今回の事案を踏まえて、所内全職員を対象として、コンプライアンス研修会及び臨時の財務事務に関する研修会を実施しました。

今後は、組織的な牽制体制の強化及び職員の意識改革を図るため、以下のとおり再発防止に努めると同時に、関係規程に基づき適切な事務処理を行ってまいります。

- (1) 決裁権者等が、契約、履行確認、支出等の決裁に際し、その妥当性、根拠、事務処理の進め方等について、その都度、確認・指導を行うことにより、各担当者と決裁権者との間で業務の進行状況を相互に確認し、牽制機能の実効性を高める。
- (2) 業者へ業務を発注する場合、事務所所定の様式により、事前に決裁を受けることを徹底する。
また、当該様式に、履行・支払の確認を行う欄を設け、財務執画上必要な事務処理に漏れがないことを複数の職員で確認することにより、チェック体制を強化する。
- (3) 発注状況、請求状況等の共有一覧表について、担当課員全員での確認を再度徹底したほか、週に一度、定例の打合せの際に、当該一覧表により進捗状況を周知し、所内の各管理職がチェックを行う。
- (4) 定期的に、所内全職員を対象として、財務事務に関する研修会を開催し、職員の資質向上と意識改革を図る。

(監査総務課)

平成31年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年5月10日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 30教財第1092号
 平成31年3月28日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成31年2月4日付け30福監第259号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 相馬東高等学校
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年12月21日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。</p> <p>「事実」 高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、平成27年度入学の生徒1名については平成28年7月から平成29年6月までの12か月分計118,800円、平成29年度入学の生徒1名については平成29年4月及び5月分の計19,800円を誤って徴収した。</p> <p>なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料計138,600円を全額返還している。</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成29年7月27日までに当該保護者に経緯を説明の上、謝罪を行い、平成29年9月29日までに誤って徴収した授業料138,600円を返還しました。</p> <p>今後、高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認については、チェックリストを作成し、減免後の市町村民税所得割額の見落としがないよう十分に注意するとともに、管理職等による確認の徹底を図ることにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、授業料の調定事務においても、複数職員による確認を徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p>

（監査総務課）